

【令和7年度 東北地方整備局 工事事務防止目標】

死亡災害ゼロ！労働災害が多い「予定外作業」「省略行動」を根絶！

物損公衆災害防止の推進！

令和6年度の労働災害は39件と令和5年度の38件と概ね同数であった。労働災害のうち中傷以上（全治1ヶ月以上～死亡）が占める割合は約5割で、そのうち死亡事故が2件発生したことを重視し、令和7年度は引き続き死亡災害の根絶、中傷以上の発生要因である「予定外作業」及び「省略行動」の根絶に向けた事故防止を徹底して取り組む。また、物損公衆災害の発生件数が過去10年間で最多となっていることを踏まえて、物損公衆災害防止のための事前対策を徹底する。

■工事事務防止重点取組方針

1. 「墜落・転落」「機械・工具等取扱」「建設機械」事故の危険性が伴う現場の対策を徹底

令和6年度の労働災害39件のうち中傷以上の事故は20件発生しており、発生件数が多い要因としては、作業車やモルタル等からの「墜落・転落」が5件、安全装備不十分による熱傷等の「機械・工具等取扱」が5件。また、「建設機械」による事故が2件発生（死亡と重傷）しており、死亡事故の要因はBHによる吊り荷作業中における作業員への接触であった。そのため、「墜落・転落」、「機械・工具等取扱」、「建設機械」のような事故発生の危険性がある現場は、施工計画の段階で危険要因の抽出を行う。併せて監視カメラの設置等「現場の見える化」の工夫を行い、監視体制を強化する。

2. 「予定外作業」「省略行動」の根絶に向けた取り組みを徹底

令和6年度は、連続雨量の基準値超過に伴う休工期となっていた現場に立ち入った「予定外作業」により死亡事故が発生。中傷以上の労働災害の発生要因として、①工事途中のトラブル発生に伴う手順書等のない作業の実施や作業員による自発的な手直しのための作業等の「予定外作業」によるもの、②準備不足のまま作業を実施したり周囲の安全確認を怠ったり等の「省略行動」によるものが多い。このような要因による災害が発生しないよう、現場毎に対応ルールを設定し、KY活動や現場掲示等により下請の作業員にも危険要因を認識させることにより、事故防止に向けた取り組みを徹底する。

3. 新規入場者及び下請け業者への安全教育の徹底

新規入場から1ヶ月以内の作業員が加害者となる事故件数は前年度から増加し、全体の約3割を占める。そのうち、入場2週間以内に発生した事故が約7割と高いため、入場間もない作業員への安全教育は特に重要である。また、下請け業者による事故の要因の多くが危険軽視や思い込み、安全装備の不十分といった危険意識が低いまま作業したことによる負傷等である。そのため、入場間もない作業員については安全巡視の強化を図ると共に、毎月の安全教育やKY活動で具体的な危険作業の事例も認識させる等の取り組みを徹底する。

4. 物損公衆災害防止のための事前対策の徹底

令和6年度においては、物損公衆災害の発生件数は過去10年間で最多である。前年度より「架空線切断」は減少したものの、「埋設物損傷」は12件と前年度より増加しており、事前の調査不足が要因の多くを占めていることから、発注者は地下埋設物の位置を設計図書に明示するものとし、受注者は事前に施設管理者臨場での確認を行い、その結果を発注者と共有する等の受発注者の連携により、物損公衆災害防止を徹底する。また、除雪車やダンプトラック等に伴う「一般車両損傷」が30件発生しており、運転時に周囲状況を確認していれば防げるヒューマンエラー等が要因の多くを占めているため、交通安全指導の徹底や日々のKY活動等により、事故防止に向けた取り組みを徹底する。

5. DXを活用した事故対策の取組み推進

作業環境の安全性を高めるため、建設機械接近警報システムによる重機接触防止対策、Webカメラによる安全監視、VR（バーチャルリアリティ）技術を活用した安全訓練、IoT機器を活用した作業員の体調管理による熱中症対策等のDXを積極的に活用する。

【令和7年度 工事事務防止重点対策】

令和6年度に発生した事故の傾向を踏まえて、令和7年度は「死亡災害ゼロ！労働災害が多い「予定外作業」「省略行動」の根絶！物損公衆災害防止の推進！」を目標に以下の各項目について工事事務防止の重点対策を進めるものとする。

1. 「墜落・転落」「建設・機械工具等取扱」「建設機械」の事故の危険性が伴う現場の対策を徹底

令和6年度は河道掘削工事での死亡事故が発生。中傷以上の被災の要因として「墜落・転落」「建設・機械工具等取扱」「建設機械」が多いことから、労働災害の危険性がある現場は施工計画の段階で危険要因の抽出を行うとともに、工事等現場の監視を強化しながら事故対策を強化する。

1-1 「墜落・転落」事故の防止（継続）※令和6年度より新規または継続（以下同）

令和6年度は作業車の荷台及びモノレール等から転落し骨折する事故等が発生。高所作業の「墜落・転落」事故は重傷となる割合が高いことから、墜落制止用器具を確実に使用すると共に、危険軽視させないようなKY活動等を行う。また、作業時の状況を直接視認可能な監視カメラの設置等により「現場の見える化」の工夫を行うことも有効であると考えられる。

【重点対策】

（「墜落・転落」事故の防止）

- 1) 墜落制止用器具の確実な使用や必要に応じた作業員等への安全教育の実施。
- 2) 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実を図る。（安衛則※1 第563号、第564号）
- 3) 開口部等で作業効率を優先し転落防止柵を撤去しての作業は行わない。（安衛則第519号）
- 4) 梯子、作業台、立ち馬からの墜落・転落でも腰の骨折などのケガとなることからセフティブロックの使用、作業台等の確実な固定を行い墜落、転落を防止する。
- 5) テールゲートリフター車等の荷台で作業する際は、作業スペースを十分に確保し、また、地面を背にして後ずさりしないようにする。
- 6) 人が乗車できないモノレールにおいて、資材運搬の用途以外の使用を行わない。
- 7) 現場状況が直接視認できない場合は、監視カメラを設置する等「現場の見える化」の工夫を行い、常に現場状況の監視に努め、安全作業環境の保持に努める。

※1 労働安全衛生法施行規則

1-2 「建設・機械工具取扱」事故の防止（新規）

クラック注入での溶融作業で防護装備を着用せず火傷したり、除草作業中にバランスを崩し草刈り機の刃先が作業補助者にあたって負傷したりする等の「建設・機械工具取扱」による事故が発生していることから、現場毎にそのような事故の根絶に向けた対応ルールを設定の上、事故防止に取り組む。

【重点対策】

（「建設・機械工具取扱」事故の防止）

- 1) 機械・工具等を使用する場合は、作業前に必ず影響範囲の安全状況の確認をルール化すると共に、「省略行動」による災害が発生しないよう、作業に応じた注意喚起表示や看板の設置、禁止事項などの対応ルールを設定する。
- 2) 作業リーダーは模範となる適切な行動を心がけ、作業員が「省略行動」をとらないようにする。
- 3) クラック注入など溶融作業を行う場合は、耐熱防災手袋、防災エプロン、防災頭巾、フェースガード等防護装備の着用を徹底する。
- 4) チェーンソーやカッターを使用してのモノを切断する時は、必ず切創防止手袋を装着し、安定した箇所置き、引き手側に手足が入らない体勢で作業する

1-3 「建設機械」事故の防止（新規）

河道掘削工事にて、バックホウによる吊り荷作業中の玉掛けが適切でなかったこと等により吊り荷のバランスが崩れ、付近にいた合図者の頭部に直撃するという死亡事故が発生。また、アスファルト舗設中に重機と作業員が接触する重傷事故が発生している。これらの事故はいずれも重傷化のリスクが高いため、適切な合図者や監視員の下での作業等を徹底する。

【重点対策】

（「建設機械」事故の防止）

- 1) 作業全体が見通せて、かつ重機作業半径内に入らないような場所に合図者を配置し、積み荷の下に作業員が近寄らないよう徹底する。
- 2) 積み荷の玉掛けは、目通し2点吊りなどバランスの崩しにくい方法とする。
- 3) 介錯ロープを使用し、動いている積み荷に作業員が触れないようにする。
- 4) 重機作業の際は監視員の下で行うものとし、監視員がやむを得ず現場から離れる際は、作業を一時中断する。

2. 「予定外作業」「省略行動」の根絶に向けた取り組みを徹底

令和6年度は道路改良工事で死亡事故が件発生。労働災害の要因として「予定外作業」と「省略行動」が多いため、これらの作業・行動の根絶に向けた対応ルールを設定し、KY活動や現場掲示等で下請の作業員にも事故の危険性を認知させ、事故防止に向けた取り組みを徹底する。

2-1 「予定外作業」による事故の防止（継続）

連続雨量の基準値超過に伴う休工期となっていた現場に立ち入った際に、作業員が土砂崩れに巻き込まれ河川に流される死亡事故が発生。また、転落防止柵を乗り越えようとしてバランスを崩し転倒したり、ダンプトラックのあおりに挟まった石を手で除去しようとしてあおりに挟まれて被災したり等、独断で異なる作業を実施した「予定外作業」による災害が発生。このような予定外作業をなくするための対応ルールを設定の上、事故防止に取り組む。

【重点対策】

（「予定外作業」根絶に向けた取り組み）

- 1) 日々の作業計画を現場に周知し「予定外作業」が発生しないよう努めると共に、「予定外作業」が必要となった場合の作業中断ルールを明確にする。
- 2) 現場毎に予期せぬ「予定外作業」が発生しないよう、その作業に応じた注意喚起表示や看板を設置したり禁止事項などの対応ルールを設定したりする。
- 3) 日々の現場の整理整頓を徹底する。被災のリスクが高まっている現場へは立ち入りしない。
- 4) 移動が遠回りで不便であるなど「予定外作業」につながりやすい作業環境とならないよう工夫する。
- 5) ダンプトラックの運行前点検時や土砂の積込み後及び荷卸し後、荷台やテールゲートオートロックの状態を確認すると共に、点検表に記録する。

2-2 「省略行動」による事故の防止（継続）

クラック注入での溶融作業で防護装備を着用せず火傷したり、樹木剪定時に片手で持ったチェーンソーが跳ね返ってもう片方の手を負傷したりするなどの「省略行動」による事故が発生していることから、現場毎に「省略行動」根絶に向けた対応ルールを設定の上、事故防止に取り組む。

【重点対策】

（「省略行動」根絶に向けた取り組み）

- 1) 機械・工具等を使用する場合は、作業前に必ず影響範囲の人や物の安全確認実施をルール化すると共に「省略行動」による災害が発生しないよう、作業に応じた注意喚起表示や看板を設置したり禁止事項などの対応ルールを設定したりする。

- 2) 作業リーダーは模範となる適切な行動を心がけ、作業員が「省略行動」とならないようにする。
（「省略行動」による「機械・工具等取扱」等事故の防止）
- 3) クラック注入など溶融作業を行う場合は、耐熱防災手袋、防災エプロン、防災頭巾、フェースガード等防護装備の着用を徹底する。
- 4) 細かい枝の伐採やつるの除去作業においては剪定ばさみを使用し、チェーンソーを使用する際は周辺の支障物に留意し、しっかり両手で持ち、除去する剪定物を掴みながら作業を行わない。

3. 新規入場者及び下請け業者への安全教育の徹底（継続）

令和6年度の全工事事事故121件のうち、新規入場から1ヶ月以内の作業員が起因する事故が約3割を占め、そのうち入場2週間以内に約7割が発生している。下請け業者による事故は接触や転倒などへの危険意識や危険軽視などによる事故が多いため、入場間もない作業員の新規入場者及び下請け業者への安全教育を徹底する。

【重点対策】

（新規入場者及び下請け業者への安全教育対策の徹底に対する取り組み）

- 1) 新規入場者及び下請け業者への危険意識の低さや思い込みによる事故を防ぐため、新規入場時や毎月の安全教育及び日々の作業において、作業手順書又は作業計画を確認するとともに作業担当の役割を含んだ、細めなKY活動を徹底し、事故防止を図る。
- 2) 入場間もない作業員については、一人作業とならないようにすると共に、安全巡視の強化を図る。
- 3) 事故未報告が起きないよう、新規入場者へ「労災かくしは犯罪である」ことを啓発するなどして、労災かくしの出来ない組織、体制づくりに現場、本支店一体となって取り組む。
- 4) 外国人作業員の労働災害も発生しており、合図やかかけ声等に関する外国人向けの安全教育や母国語の注意喚起表示などの充実を図る。

4. 物損公衆災害防止対策の徹底

令和6年度は前年度より「架空線切断」は減少しているものの、「埋設物損傷」が増加していることから、引き続き受発注者連携による事前調査や安全対策の強化を図る（架空線も含めて）。

また、令和6年度の物損公衆事故は79件発生しており、過去10年間で最多となっている。物損公衆災害が事故件数に占める割合は、令和5年度が58%に対して令和6年度は65%に上昇しており、周囲の安全確認不足等によるヒューマンエラーが多いため、交通安全指導の徹底や日々のKY活動等を徹底する。受注者管理責任がない交通事故も含めると令和6年度は129件と前年度より増加しているため、交通安全の推進を徹底する。

4-1 埋設物損傷事故の防止（継続）

令和6年度は、埋設物等損傷が12件発生。事故要因は、事前の調査不足によるケースがほとんどであり、埋設物の事前調査を確実にを行う。

【重点対策】

（埋設物の事前調査に関する対応）

- 1) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「地下埋設物の事故防止対策要領（案）」に基づき、受・発注者ともチェックリストの作成による事故防止対策を確実にを行い、未対策の現場を無くすため、当初施工計画書に位置、調査時期、対策（案）を記載する。
- 2) 発注者は埋設物等の情報を設計図書に明示する。
- 3) 作業前に施設（土地）の埋設物管理者との現地確認（立会）を必ず求め、埋設物の確認を行う。
- 4) 埋設物管理者が試掘は不要と判断した以外は試掘を実施し、埋設物の位置、深さを確認する。
- 5) 受注者は試掘位置や範囲、試掘による地下埋設物等の確認を発注者との臨場により行う。
- 6) あらかじめ埋設物がはっきりしている場合以外は深さ2m程度まで試掘により埋設物の存在を確認するようにし、人力等により注意深く掘削する。

4-2 交通安全の推進（継続）

令和6年度は、約129件の交通災害が発生。交通規制区間内への車両突入によるもらい事故や、ダンプトラックや除雪車と一般車両等との接触事故も発生しており、交通安全の更なる推進が必要である。

【重点対策】

（工事車両及び通勤や移動時の工事関係者による事故の防止）

- 1) 「焦らず」「スピードを出さず」「車間距離を確保」「適宜休憩をとる」等、余裕をもった運転を心掛け、事故の防止に努める。
- 2) 路面凍結時にはスピードを出さず急ブレーキをかけない等、十分な注意を払い余裕をもった運転を心掛け、事故の防止に努める。
- 3) ダンプトラック走行時にあおりシートが開いた状態にならないよう、あおりシート収納を確認してから走行するようにし、操作スイッチ付近に走行中操作禁止等の明示を行う。

（規制区間への車両突っ込み事故の防止）

- 4) 規制区間への車両突っ込み事故を防止、低減するためには、ドライバーに工事中であることを確実に伝えるため、予告看板の設置や点滅灯の増設、表示板及び体感マットの設置位置等の工夫を行う。
- 5) 走行実態や夜間施工等、現場状況から安全施工の確保に更なる対策が必要な場合は、既存の規制方法だけにこだわらず、規制資機材の追加・見直し、誘導員の配置見直し・代替施設の配置等を改善し、現場に応じた安全の確保に努める。

（作業中の交通安全の推進）

- 6) 対向車に十分注意すると共にバックモニターとミラーによる後方確認を十分行う等、周囲の安全確認を確認して交通事故の防止に努める。

5. DX を活用した事故対策への活用（継続）

作業環境について、より安全性を高めるため最新のDXを積極的に取り入れ、事故防止や安全管理に引き続き取り組む。

【重点対策】

（建設機械との接触事故防止への活用推進）

- 1) 建設機械との接触事故を防止するため、作業員接近時の警報や機械が停止する機能があるICT機器導入により、フェイルセーフの取り組みに努める。

（不安全行動の防止等への活用推進）

- 2) 「ネットワーク定点WEBカメラ」を設置し、現場内作業を常時撮影して受注者本・支店や現場事務所でモニター監視することで不安全作業の防止、指導徹底を図る。

（その他の活用推進）

- 3) 事故を擬似的に体験するVR（バーチャルリアリティ）技術を活用し、安全教育訓練の効果を高め事故防止対策につなげる。
- 4) 現場立会など、状況に応じてウェアラブルカメラ等による遠隔臨場の促進を図る。
- 5) その他、事故防止に効果があるICT、IoT機器の導入を積極的に活用する。

6. その他

6-1 事務所ごとの事故防止目標・取り組みを定めて事故防止を推進（継続）

整備局の各事務所・管理所毎に「工事事務所事故防止目標・取り組み」を定め、事故防止を推進する。

【重点対策】

- 1) 整備局の各事務所・管理所等（港湾空港を除く）に「工事事務所事故防止目標」と目標達成に向けた「取り組み」を設定し、工事集中期など注意すべき工事期間では、事務所幹部による「安全点検」や「抜き打ち点検」等を実施し、事故防止に努める。

6-2 安全意識の向上、安全対策の徹底のため「安全点検」を推進（継続）

現場の安全対策の確認や不安全作業の防止、安全意識の向上を図るため、受・発注者そして業団体による「現場安全点検」を推進する。近年、工事稼働期間の平準化により通年通して事故が発生していることから事務所毎の現場繁忙期に合わせて、適切に現場パトロールを行う。

【重点対策】

- 1) 受発注者による工事事務所事故防止に向けた検討会や意見交換会等による安全意識の向上を図る。
（発注者による「抜き打ち点検」の実施）
- 2) 発注者は、事故発生リスクの高い工種や作業を対象に幹部職員による「抜き打ち点検」を行い、問題や危険性がある場合は直ちに改善を求める。
（受注者による「現場安全点検」の実施）
- 3) 受注者は、工事の施工体系に関わる元・下請の幹部による自工事現場の「合同点検」を行い、事故防止と安全意識の向上を図る。
（業団体による「現場安全点検」の実施）
- 4) 受注企業が加盟する業団体による加盟企業の現場の安全点検を引き続き行う。

6-3 現場における日々の健康・体調管理の徹底（継続）

工事作業時間内外において、突然の体調異変による不慮の事故が数件発生しているため、作業員の日々の体調を把握し、不慮の事故に至らないよう早期把握に努める。

【重点対策】

（事前把握）

- 1) 日々、作業員の体調管理などの把握に努め、無理のない作業や現場環境を配慮する。
（細やかな体調管理）
- 2) 従前の朝作業前、休憩再開後の声かけなどコミュニケーションなどによる体調変化にも注意する。

6-4 「熱中症」事故の防止（継続）

各現場における熱中症対策が進み発生件数は減少したと考えられるが、作業中に体調不良を訴え、熱中症の診断となった件数8件発生。IoT機器を活用して作業員のモニタリングや現場のWBGT（暑さ指数）を把握するとともにWBGT値の低減や休憩場所を整備し、熱中症の防止に努める。

【重点対策】

（熱中症対策）

- 1) 気温や湿度、WBGT（暑さ指数）等現場環境の把握を行う。主任技術者等にWBGT携帯アラームを装着し、アラームが鳴ったら作業を中止する。
- 2) IoT機器等を活用して作業員体調異変や勤怠状況に常に注意を払い、休憩時間と場所を事前に定めて休憩させる。水分補給の確認のため健康チェック表を本人に記入してもらい、現場管理者が確認して無理のない作業計画とする。

- 3) 高温・多湿で無風な状態になりやすい現場条件において、大型扇風機やドライミスト、遮光ネットなどを活用して、WBGT 値の低減を図る。
- 4) 新規入場者は健康診断書の写しを提出してもらい健康状態を確認する。また、生活習慣病を含む持病について確認を行う。
- 5) 体調不良の場合は、重症化・長期化しないよう医療機関の早期受診を徹底する。

6-5 業務委託における事故の対策（継続）

令和6年度は業務委託関係の事故が16件発生。例えば、立ち入り禁止区域となっているレーダー室に侵入しレーダー設備を停止させる事故、電気室内で低圧電灯盤の内扉を開けた際に感電する等の電通関係の事故が発生している。工事と同様、業務においても事故の危険性を伴う作業の際は、下請及び再委託先にも注意喚起するとともに、始業前点検前のKY活動等により事故防止を徹底する。

[重点対策]

(現地作業における留意事項)

- 1) 整備局が整理集計している事故情報を公開（整備局HP）し、受・発注者及び各建設業団体、会員企業、各現場へ情報提供することで、事故情報の共有を図る。
- 2) 作業計画の変更は現場作業員の独自判断で行わず、管理技術者や発注者に情報共有のうえ安全を踏まえた対応方針を決定する。
- 3) 現地状況に合わせてその都度必要な道具を選定し、刃物を携行する際は刃先が覆われるカバーを着用し、容易に外れない構造のものとする。刃物を扱う際は安全保護具（手袋等）を着用する。

(最新の事故情報をもとにしたKY活動や安全対策の推進) (電気通信作業に対する留意事項)

- 4) 最新の事故情報を共有し、現場で実施するKY活動や安全教育に活用し、安全対策を推進する立ち入りに許可が必要な施設が対象の業務等においては、発注者の電通担当が初回打合せで事前説明を行い、受注者に確実に伝達し、無断で立ち入り禁止区域に入らないよう徹底する。
- 5) 電気室内で作業を行う場合は、各事務（管理）所の電気指定技術者（電通担当課長等）へ事前に作業内容の説明を行い、入室許可を得る。

※本資料中の事故件数については、令和7年3月末時点での速報値である。